

千葉県ボランティアズカフェ運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、様々なボランティア情報を一元的・総合的に市民に提供し、市民がボランティア活動を知り、活動のきっかけづくりとなる施設として、千葉県中央区富士見1丁目3番2号（千葉県文化交流プラザ2階）に設置する千葉県ボランティアズカフェ（以下「ボランティアズカフェ」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設)

第2条 ボランティアズカフェの施設は、次のとおりとする。

- (1) 情報サロン
- (2) 会議室
- (3) パソコン、プリンタ等の設備及び器具

(休館日)

第3条 ボランティアズカフェの休館日は、日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）とする。

2 市民自治推進課長は前項の規定にかかわらず、ボランティアズカフェの運営上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第4条 ボランティアズカフェの利用時間は、午後1時から午後7時までとする。

2 前条第2項の規定は、利用時間の変更について準用する。

(利用者)

第5条 ボランティアズカフェの施設を利用できる者は、ボランティアを行っている者又は行おうとする者若しくはボランティア活動に関心がある者とする。

(利用料金)

第6条 ボランティアズカフェの施設の利用料金は無料とする。

(利用の拒否)

第7条 市民自治推進課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ボランティアズカフェの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 宗教・政治及び営利を目的とする利用であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ボランティアズカフェの運営上支障があると認めるとき。

(利用の制限等)

第8条 市民自治推進課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、ボランティアズカフェの利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 前条に規定する利用の拒否に該当する事由が発生したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアズカフェの運営について必要な事項は、市民自治推進課長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 属

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。